

平成 18 年度県民活動促進事業について

1 事業の目的

「住み良さ日本一」の県づくりを進めるため、県民活動団体と協働し、県民活動団体の特性を活かしながら、県民活動促進条例に基づく「県民活動促進期間」の取組みを推進することにより、自主的・主体的な県民活動の普及・発展を図る。

2 県民活動促進期間

平成 18 年 10 月 1 日（日）から同年 11 月 12 日（日）まで

11 月 12 日は、「第 21 回国民文化祭やまぐち・2006」の終期に連動

3 事業の概要

(1) 県民活動促進キャンペーンの展開

ア 県民活動促進キャンペーンの展開方向

「第 21 回国民文化祭やまぐち・2006〔平成 18 年 11 月 3 日（金）から同年 11 月 12 日（日）まで開催予定〕や「やまぐち県民活動支援センター」の移転等も視野に置きながら、広く県民が参加できる「県民活動促進キャンペーン」を実施する。

(ア) 県民活動促進のための普及啓発

県民にきめ細かな情報発信を行うなど各種広報媒体を通じた積極的な普及啓発活動を実施し、県民活動に対する理解を深めると同時に、県民の県民活動への参加意欲を高める。

(イ) 県民活動団体に関する情報や意見交換のためのイベントの開催

次に掲げる趣旨に沿ったテーマのもとに、県民活動団体の先駆性、当事者性や団体間のネットワークを活かしながら、情報提供や意見交換等を内容とするイベントを実施する。

県民活動の理論と実践に関する基本的事項の普及啓発

「生涯現役社会づくり」など県民ニーズに応じた県民活動の推進

県民活動団体と行政の協働推進に向けた環境づくり

(ウ) 県民活動フォーラムの開催

「県民活動ボランティアフェスティバル 2006」において、県民活動フォーラムを開催し、県民活動の先進事例紹介や自由な意見交換を通して、県民の活動参加意欲の高揚とネットワークの強化を図る。

イ 県民活動促進キャンペーンの実施手法

公募による「協働型委託」

県は、県民活動促進キャンペーンを企画・運営する県民活動団体を公募し、選考を経て、委託する。

委託後は、受託県民活動団体を中心に、市町村・関係支援機関等とも協議を重ねながら、協働により県民参加の県民活動促進キャンペーンを展開する。

(2) 「やまぐち県民活動パワーアップ賞」の表彰

コミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動など県民活動のうち、特に優れた活動を行う団体または個人を表彰し、広く紹介することにより、県民活動のレベルアップと県民の活動参加意欲の醸成を図る。